

規制シート(様式)

(別紙1)

190196801000001

平成27年6月15日

規制の名称	市街化調整区域における出店規制の運用の柔軟化	所管府省	国土交通省
根拠法令等	都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	都市局都市計画課 課長 榊 真一
規制目的	都市の周辺部における無秩序な市街化を防止するため		
規制内容の概要	市街化を抑制すべき区域とされている市街化調整区域における開発行為については、都市計画法第34条各号(立地基準)に基づき例外的に認められる開発行為以外のものは、開発許可権者(都道府県知事等)は開発許可をしてはならないこととしている。 同条第1号において、開発区域の周辺居住者の日常生活のため必要となる店舗等についての開発行為が認められている。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	市街化調整区域におけるコンビニエンスストアの出店については、開発区域の周辺居住者の日常生活のために必要な物品の販売等を営む店舗等に該当すると開発許可権者(都道府県知事等)が認める場合には、開発行為が可能である。 その運用に当たっては、開発許可制度運用指針(平成26年8月1日国都計第67号都市局長通知)において、建築物の規模制限等の基準を一律に適用した場合、合理性を欠くことになるおそれがあるため、その運用が硬直的にならないよう留意する旨を示している(1-6-2(5)に規定)ところであり、引き続きその趣旨の周知を図る。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

190196801000001

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p>	<p>開発許可制度運用指針(平成26年8月1日国都計第67号都市局長通知)</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき、開発許可制度を運用していく際の技術的な助言として定めたものである。</p>